

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西脇市	蒲江	令和3年12月16日	—

1 対象地区の現状

項 目	面 積
① 地区内の耕地面積	13.3ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.3ha
② 地区内における60歳以上の農業者の耕作面積の合計	3.9ha
(1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.9ha
(2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
③ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向の耕作面積の合計	3.9ha

2 蒲江地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の農地の管理をA氏に依存しており、A氏が引退される場合に、集落内に後継者がいない ・鳥獣による被害 ・草刈り(農道の草刈り、堤防の草刈り)を誰が担っていくか
--

3 蒲江地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・農地は引き続きA氏等の中心経営体へ集約を行う。
--

(参考) 地域の中心となる経営体 (担い手)

属性	経営体名 (代表者氏名)	現状〔令和3年度〕		今後農地の引き受けの意向	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
認	A	水稲	9.5ha	水稲	3.9ha

※ 「属性」には、認定農業者は「認」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「新」と記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

項目	内容
農地中間管理機構の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合のことを考え、機構の機能を活用し、もしもの時には新たな耕作者へスムーズに貸し付けを進めることができるよう、活用を前向きに検討する。 ・中心経営体が耕作できない農地については農地中間管理機構を活用しながら耕作者を探し、遊休農地にならないよう取り組む。
新たな中心経営体について	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、A氏を中心に大半の蒲江の農地の引き受け手は確保できており、新たな中心経営体を探す必要性は低い。ただし、A氏の後継者については確保できていないことから、早めに後継者を探す必要がある。
遊休農地対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、遊休農地は解消されているが、今後、遊休農地にならないよう常に農地の状況、耕作者の状況の確認を行い、遊休農地が出てくれば対策を行う。また、集落で共同管理する草刈り用の機械等を購入し、畦畔等の草刈りを共同で実施する。
鳥獣被害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作者が柵の設置等を実施した場合の補助を集落にて実施する。
農地保全への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、耕作者が個々に、草刈り等の保全管理に取り組んでいるため、農地を守ることができているが、耕作者が減り、一人当たりの負担が増えている。今後、集落で草刈隊を結成し、農地保全に協力していくようにしたい。 ・溝普請や畦焼き等の作業回数を増やせるようにしたい。